

山口県公安委員会告示第十三―三号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により、次の遊技機の型式について、同規則第六条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の検定をいう。）を行った。

令和八年七月十五日

山口県公安委員会

検定番号	型式の概要			申請者			検定の有効期間
	遊技機の種類	型式名	製造業者名	氏名又は名称	住所	法人にあつては、その代表者の氏名	
一一二	回胴式遊技機	L聖闘士星矢黄金十二宮TM	株式会社 サンスリー	株式会社 サンスリー	愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番 二一―号	金沢 学模	告知の日（令和八年七月 十五日）から三年間
一一三	ぱちんこ遊技機	H e t a k t o p . D e s t i n y 6	株式会社 ニューギン	株式会社 ニューギン	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五 六番地	新井 宏明	〃
一一四	回胴式遊技機	L魔法少女にあこがれてNP	〃	〃	〃	〃	〃
一一五	ぱちんこ遊技機	eノ―ゲーム・ノ―ライフV2B	株式会社 高尾	株式会社 高尾	愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目 二二―番地	内ヶ島 吉則	〃